

原産国表示Q & A

眼鏡類の表示に関する公正競争規約等の一部変更に関するQ & A

規約第4条第2項、施行規則第14条
製造の定義に関する細則等
改定のポイントを解説

平成19年7月

眼鏡公正取引協議会

原産国表示Q & A

やはり、工芸品として価値の高い亀甲の原産国表示をした方が商品価値を消費者に分かってもらう意味でも必要と考えたわけです。

<表面処理等に関する表示について>

Q5 やはり従来はなかった規定として、施行規則第14条において表面処理や石付けを行った国について「表面処理〇〇国」等と表示できることにした理由を説明して下さい。

A 表面処理や石付けは、実質的な変更行為には該当しませんが、例えば、米国では相応の付加価値の高いものであれば、原産国として認められており、表面処理もその一つとなっています。このような付加価値に対して評価をすることも大切であるという考え方を取り入れて、消費者にとっては商品選択により役立ち、より適正な表示になるということから、原産国表示をしている眼鏡用フレームは、表面処理や石付けを行った国について「表面処理〇〇国」等と表示することができるようにしました。

<移行期間について>

Q6 規約、施行規則等の変更に伴う移行期間はあるのですか。

A 規約及び施行規則の附則第2項において、それぞれ「施行の日（平成19年3月7日）から6か月の間は、なお従前の例によることができるものとす」と規定しています。今回、施行規則第14条において眼鏡用フレームの原産国表示の基準が新たに規定されたところ、規約及び施行規則の施行の日、すなわち、平成19年3

月7日から6か月間は、原産国表示についての周知徹底、普及期間としますので、この期間中に、Q2を参考にして、原産国を表示する必要がある場合には、原産国表示をするようにして下さい。

<眼鏡用フレームの原産国表示について>

Q7 眼鏡用フレームの原産国の表示方法は変更されたのですか。

A 原産国の表示方法は、眼鏡類の表示に関する細則（細則）により表示するものとする」と規定されていますが、今回の改定では、現流品のうち、原産国を誤認されるおそれのあるものや、輸入品で既に原産国が本体表示されている場合等を考慮して、ラベルやタグ等でも表示できるように「本体に刻印、印刷又はラベル若しくはタグ等を添付することにより行うものとする」と規定しました。

以上の説明でお分かりのように、原産国の表示方法は本体への刻印又は印刷を原則としています。今回の細則の改定は、上記のような現流品や輸入品があることを想定して改定したものです。

Q8 全て日本製の部品を中国でろう付けなどにより組み立てられたフレームは「Made in Japan」と本体に刻印、印刷してよいですか。

A 原産国名とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいうとされており（施行規則第14条第1項）、今回、新しく規定された原産国の表示基準では、眼鏡用フレ

原産国表示Q & A

<規約改正について>

Q1 眼鏡類の表示に関する公正競争規約（規約）第4条第2項を改定した背景事情を教えてください。

A かつては、国産品であるにもかかわらず、あたかもヨーロッパ製品のように見せかけることが問題の多くを占めていました。しかし、最近では、ヨーロッパ以外の製品が著しく増加するとともに、国産品と紛らわしい輸入品も見受けられるようになってきました。

このような状況に対応して、従来は「輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品」を原産国表示の対象としていたところ、輸入品、国産品ともに原産国が誤認されるおそれのある製品に原産国表示をすることにしました。

<原産国を誤認されるおそれのある表示について>

Q2 原産国を表示しなければいけないのはどういう場合ですか。また、原産国を誤認されるおそれのある表示について、具体的にどのようなものがあるのか判断基準を説明して下さい。

A 製品に付された、原産国を想起させるような何らかの表示により、原産国を誤認されるおそれがある場合には、原産国を表示しなければなりません。具体的には、眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（施行規則）第27条に詳しく記述してあります。原産国を誤認されるおそれのある表示の一例を挙げますと、国産品については外国の文字で表示してあるもの、輸入品についてはその原産国が判別しにくいもの、例

えば、A国製品にA国語以外の文字や他国の国旗等が表示されているようなものが該当します。

<原産国表示の基準の制定経緯について>

Q3 施行規則第14条で、眼鏡用フレームの原産国表示の基準が規定されましたが、経緯等について説明して下さい。

A 変更前の第14条では「『原産国名』とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。」となっており、実質的な変更行為とは、具体的にどういうことをいうのかについて規定されておりました。そのため、運用に困難を伴う場合がありましたので、今回、実質的な変更行為について明確に規定しました。

なお、眼鏡用フレームの原産国表示と実質的な変更行為について、具体的なことはQ7～Q17に例示しましたので、それに基づいて表示するようお願いします。

<二国表示について>

Q4 二国表示の規定について、従来はなかったと思いますが、今回、施行規則第14条において規定したのはどのような理由ですか。また、具体的にどのような場合が想定されますか。

A 現在、二国表示に該当する眼鏡用フレームは、少ないものの流通しているものがあるので規定しました。一つの例として、フロントは外国で製造して、テンプルは亀甲にするということがある場合に、

- 1 -

原産国表示Q & A

ームにおいて実質的な変更をもたらす行為とは「フロントとテンプルの製造」をいいます（同条第2項第1号）。「製造」とはメタルフレームの場合は、フロント、テンプルを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること（細則第3項）となりました。これらの規定により部品が全て日本製であっても、中国でろう付けなどにより組み立てられた場合の製造は中国となりますので、この場合の原産国表示は「Made in China」又は「中国製（注）」となります。

（注）「Made in China」、「中国製」のいずれの表記でもよいですが、一般消費者に分かりやすく表示して下さい。以下の間についても同じです。

Q9 中国製メタル表面未処理フレームを輸入し、例えば、沖縄県でメッキ処理をし、山梨県で石付け加工し、福井県で最終仕上げをした場合は「Made in Japan」と表示してもよいですか。

A フロントとテンプルの製造が中国で行われた中国製フレームに、日本でメッキや石付けをし、最終仕上げをしたとしても、それらの行為は実質的な変更行為ではありませんので、原産国表示は「Made in Japan」ではなく、「Made in China」となります。ただし、メッキや石付け等の表面処理を日本で行った場合は「Made in China」との原産国表示と併せて「表面処理国日本」等と表示することができます。

Q10 イタリア製のアセテート材料を用いて、中国で製造したフレームを輸入した場合「Made in Italy」と本体に刻印、印刷してもよいですか。

A Q8で説明しましたように、原産国はフロント及びテンプルの製造を行った国と規定されています。材料の製造国と原産国とは無関係ですので「Made in Italy」と表示することはできません。中国で製造されたフレームですから「Made in China」と表示することになります。

Q11 日本製のチタン材料を使用して中国で製造されたフレームを輸入した場合、フレームに「Made in Japan」と本体に刻印、印刷してもよいですか。

A Q10で説明しましたように、材料の製造国と原産国とは無関係です。日本製のチタン材料を使用しても「Made in Japan」とは表示できません。本例の場合には中国で製造されたものと認められますので、原産国表示は「Made in Japan」ではなく「Made in China」となります。

Q12 国内の企画販売会社が国内メーカーにOEM発注した場合、受注したメーカーが中国で製造したフレームに「Made in Japan」と原産国表示ができますか。

A 製造されたのは中国ですから、「Made in Japan」とは表示できません。「Made in China」と表示することになります。

Q13 日本でデザインして海外で製造したフレームを日本に輸入し「Design by Japan」と刻印してもよいですか。

A 「Design by Japan」は原産国表示ではありませんが、「Design

- 3 -

原産国表示 Q & A

by Japan」と本体に刻印、印刷しても差し支えありません。ただし、「Design by Japan」という表示は国産品と誤認されるおそれがありますので、目立つように「Made in ○○」と本体に原産国名を併せて刻印、印刷する必要があります。

Q14 ドイツでデザインされ、中国で製造されたフレームに「Made in Germany」と原産国表示された輸入フレームがあった場合にはどうしたらよいでしょうか。

A このケースでは、デザインがドイツであっても「Made in Germany」にはなりませんので、「Made in Germany」との原産国表示を修正する必要があります。中国で製造されたフレームであれば、ラベルやタグで「Made in China」と原産国を表示する必要があります。

Q15 フロントを海外から輸入し、これと日本製テンプレを組み立てた場合に、「Made in Japan」と本体に刻印、印刷してもよいですか。

A 二つの国で製造されたことになりますから、フロントは「F-Made in ○○」、テンプレは「T-Made in Japan」と二国表示することになります(施行規則第14条第2項第2号)。又は「F:○○」、「T:Japan」と表示することができます。(細則第4項)

Q16 フロントを中国から輸入し、「Made in Germany」と刻印してあるドイツ製テンプレを輸入し、それらを組み立ててそのまま出荷してもよいですか。

A この場合の組み立ては、実質的な変更行為に該当しませんので、国内に出荷する場合は、フロントについて「F-Made in China」又は「F:China」と原産国表示をする必要があります。Q15で説明しましたように二国表示となります。

Q17 完成したフレームを海外から輸入し、七宝、メッキなど日本国内で加工し「日本製」と本体に刻印、印刷してもよいですか。

A これまでに説明してきましたように、フロント及びテンプレの製造を行った国が「原産国」となりますので「日本製」とは表示できません。ただし、施行規則第14条第2項第3号に規定していますように、外国製である旨の原産国を表示しているフレームについては「七宝加工は日本」あるいは「メッキは日本で行われた」旨の表示は可能です。

Q18 変更後の施行規則第14条第3項の原産国の表示例に「Frame ○○」が挙げられていませんが、「Frame ○○」と表示できますか。

A 変更前の施行規則第14条第2項第2号では、輸入品と誤認されるおそれのある国産品に関する原産国名の表示の例として「Frame Japan」がありましたように、「Frame ○○」とも表示できると考えておりますが、一般消費者には「Made in ○○」又は「○○製」という表示がより分かりやすいでしょう。

Q19 部品を含めて全て日本で製造した場合、例えば「100% Japan

原産国表示 Q & A

made」、「Pure Japan made」というような表示も問題ないでしょうか。

に確認して表示して下さい。

A 「100%」、「Pure」などの完全であることを意味する表示は、このケースではフレームの製造について、部品を含めて全て日本で製造したことが明らかですので、注意が必要です。

Q20 フレームのデモレンズ部分にフレームの原産国表示を行うことは可能ですか。

A Q7でも説明しましたように、表示方法はフレーム本体への刻印又は印刷が原則ですが、フレーム本体に表示することが困難な場合には、フレームと一体として陳列されるデモレンズ部分にフレームの原産国表示を行うことは可能です。ただし、眼鏡用レンズに関する原産国表示と誤認されないように注意して下さい。

<原産国表示の運用について>

Q21 在庫品(現流品)の原産国表示に関する注意点を教えて下さい。

A 今回の改正で、「実質的な変更をもたらす行為とは、フロント及びテンプレの製造をいう。」(施行規則第14条第2項第1号)と明確に規定されましたので、原産国について一般消費者に誤認されるおそれのある表示(Q2参照)が行われている在庫品については、ラベル又はタグ(下札)等によって原産国を明らかに表示して下さい。なお、原産国名の判別が困難な場合には、それぞれの事業者において、原産国を取引先

Q22 チラシについては、これまでで原産国表示を見かけることは少なかったようですが、これからは原産国表示をしなければいけないということですか。

A 規約第7条に規定されているとおり、今までも、輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品については原産国表示が必要でした。今回の規約改正において実質的な変更行為の規定が明確になりましたので、チラシについても、販売価格を付した広告を行うときであって、原産国について一般消費者に誤認されるおそれのある表示(Q2参照)が行われている場合には、原産国を表示する必要があります。

Q23 店頭での表示についてもチラシと同じように考えるということになりますか。

A 陳列している商品についても、原産国について一般消費者に誤認されるおそれのある表示(Q2参照)が行われている場合には、原産国を表示する必要があります。原産国が誤認されるおそれのある商品については、ラベル又はタグ(下札)等によって原産国を表示して下さい。

Q24 現在、店頭で陳列している眼鏡用フレームで原産国表示がないものはどうしたらよいでしょうか。

A 眼鏡用フレームに付された、原産国を想起させるような何らかの表示により、原産国を誤認されるおそれがある場合には、そのままの状態の販売すること

- 4 -

原産国表示 Q & A

は規約に違反することになりますので、移行期間中(Q6参照)に適切な原産国表示を行って下さい。原産国名の判別が困難な場合には、仕入先に問い合わせ、ラベル又はタグ(下札)等で表示して下さい。

Q25 チラシ広告や店頭において原産国表示をしないと規約違反として措置されますか。

A 公取協会員が一般消費者に原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用フレーム、眼鏡用レンズに原産国表示をしない場合、規約第15条(違反に対する調査)、第16条(違反に対する措置)、第17条(違反に対する決定)の規定に基づき対処されることとなります。

非会員の方の場合は、眼鏡用フレーム、眼鏡用レンズについて、原産国を想起させるような何らかの表示が付されている場合に、その眼鏡用フレーム、眼鏡用レンズがその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難と認められる場合には、不当表示として問題となります。このような場合には公正取引委員会に情報提供を行い、必要な措置を求めることとなります。

Q26 眼鏡用フレームの業務用カタログには、どのように原産国表示を

したらよいでしょうか。

A 眼鏡用フレームの品番毎に原産国を表示することが基本となりますが、すべての品番が同一の原産国で製造される場合は、「原産国○○」等と一括表示することができます。また、原産国が二国以上となる場合は、品番で原産国を区分し、「品番1、2、3、4、5、(又は1~5)はA国製、品番6、7、8、9、10、(又は6~10)はB国製」等と一括表示することができます。また、原産国が二国以上となる場合でも、その大半が同一の国(C国)で製造されている場合には「C国製」と一括表示し、C国製以外の品番について、例えば「ただし、品番11、12は『D国製』」等と付記することもできます。なお、一括表示は、業務用カタログの見やすいところに明確に記載して下さい。

Q27 非会員に対してどのように周知徹底しますか。

A 変更後の規約冊子の販売、Q&Aの配布をしたり、IOFTでの講演会に積極的に参加を呼びかけるなどして、公正競争規約の趣旨の一層の周知徹底に努めます。

- 6 -

- 5 -

原産国表示に関する公正競争規約一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>(眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示)</p> <p>第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、明りよに表示しなければならない。</p> <p>(1) 眼鏡用レンズ</p> <p>ア 材質 イ コーティングの種類 ウ カラー等の種類 エ 頂点屈折力(球面屈折力、円柱屈折力)及びプリズム屈折力 オ 外径 カ 製造業者の氏名又は名称及び住所 キ 製造番号又は製造記号</p> <p>(2) 眼鏡用フレーム</p> <p>ア 商標又はモデル名(品番) イ 材質 ウ 金メッキ等の加工品にあっては、金メッキ、金張り、金無垢等の種類及びカラット数等 エ 玉型幅 オ レンズ間距離 カ 寸法表示法略号(□) キ テンプル長さ ク 製造業者の氏名、名称又は略号</p> <p>2 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p>第7条</p> <p>(3) 原産国を誤認されるおそれのある眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームにあっては、原産国名</p>	<p>(眼鏡用レンズ及び眼鏡用控の本体等の表示)</p> <p>第4条 製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用控の本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)で定めるところにより、明りよに表示しなければならない。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 眼鏡用控 ア〜ク (同左)</p> <p>2 輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品については、施行規則で定めるところにより、原産国名を表示するものとする。</p> <p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p>第7条</p> <p>(3) 輸入品及び輸入品と誤認されるおそれのある国産品にあっては、原産国名</p>

7

原産国表示に関する施行規則一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>第14条 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。</p> <p>2 眼鏡用フレームにあっては、次の基準により原産国を表示する。</p> <p>(1) 眼鏡用フレームにおいて実質的な変更をもたらす行為とは、フロント及びテンプレの製造をいう。製造の定義については、別に細則で定める。</p> <p>(2) フロントとテンプレの製造がそれぞれ異なる国で行われた場合は二国表示とする。表示方法については、別に細則で定める。</p> <p>(3) 前二号の規定によって原産国を表示する眼鏡用フレームに、メッキ、カラーリング、模様等の印刷等の表面処理、石付けを行う場合については、例えば「表面処理〇〇国」等と表示することができる。</p> <p>3 規約第4条第2項及び第7条第3号に規定する原産国名は、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」、又は「〇〇製」、「Made in 〇〇」等(「〇〇」は国名又は地名)と表示するものとする。地名とは「台湾」をいう。</p>	<p>第14条 規約第4条第2項に規定する「原産国名」とは、眼鏡類の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国の名称をいう。 (新設)</p> <p>2 規約第4条第2項に規定する原産国の表示は次の各号に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 輸入品については、「原産国〇〇」、「原産地〇〇」又は、「〇〇製」等(「〇〇」は国名又は地名)</p> <p>(2) 輸入品と誤認されるおそれのある国産品については、「国産」、「日本製」、「Made in Japan」、「Frame Japan」、「〇〇株式会社製造」、「製造者〇〇株式会社」等</p>

8

原産国表示に関する細則一部変更新旧対照表

(下線部分は変更部分)

新	旧
<p>2 施行規則第14条第2項に規定する原産国の表示は、眼鏡用フレームにあっては、本体に刻印、印刷又はラベル若しくはタグ等を添付することにより行うものとする。</p> <p>3 施行規則第14条第2項第1号に規定する製造の定義については、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>メタルフレームにあっては、フロントについては、フロントを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。また、テンプレについては、テンプレを構成する各部品をろう付け等の接合によって組み立てること。</u></p> <p>(2) <u>プラスチックフレームにあっては、フロントについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工、丁番等の埋め込み加工すること。また、テンプレについては、切削加工、打ち抜き加工、成型加工を経て形作り、丁番や芯材等の埋め込み加工すること。</u></p> <p>4 施行規則第14条第2項第2号に規定する二国表示は、「F:〇〇」、「T:〇〇」(Fはフロント、Tはテンプレの略)と表示することができる。</p>	<p>2 施行規則第14条第2項に規定する原産国の表示は、眼鏡用控にあっては、本体に刻印又は印刷することにより表示するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

9